

## 諸外国における調査協力を促す仕組み等について

## 事業者からの調査協力を促す仕組み等

諸外国では、全ての場面で行政側の権限を行使して実態解明を行ったり、違反認定等を行う必要があるわけではなく、事業者からの調査協力を促す仕組みがあるほか、事業者との協調関係の下に競争上の懸念を早期是正したり、事件処理スピードを短縮化する制度も重要なものと位置付けられている。

### 裁量型課徴金制度

- EUの制裁金制度のように、十分に高い上限額の下、算定に当たり事業者の調査への協力・非協力の程度等も勘案して、柔軟に金額を決定する仕組み

### 課徴金減免制度における裁量制

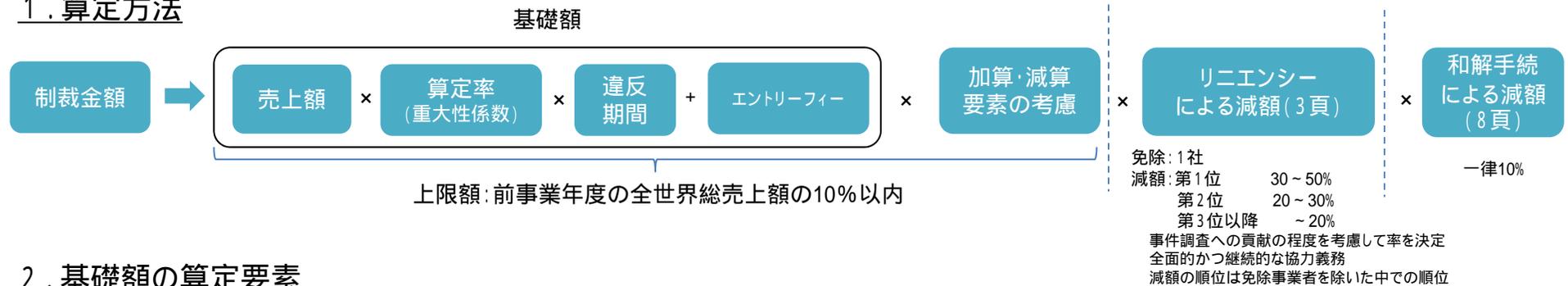
- 課徴金減免制度において、申請順位によって固定化された減額率ではなく、米国・EUのように、全面的かつ継続的な協力義務の下、証拠の提出時期や付加価値、調査への貢献度等を勘案して減額率を決定する仕組み

### 確約手続・和解手続

- EUの確約手続(commitment procedure)及び和解手続(settlement procedure)並びに米国の同意判決(consent decree)・同意命令(consent order)のように、事業者と当局が任意に合意し、競争上の懸念を効率的かつ効果的に解消できる仕組み

# 欧州の制裁金の算定方法

## 1. 算定方法



## 2. 基礎額の算定要素

要素	説明
売上額	違反行為期間のうち最終事業年度における、違反行為に関連する商品・サービスの売上額 <sup>注</sup> (関連売上額)
算定率 (重大性係数)	違反行為の重大性の程度により30%以下の率を乗じる
違反期間	違反行為期間の年数を乗じる (6か月未満の期間は0.5年, 6か月以上1年未満の期間は1年として計算) (上限なし)
エントリーフィー	売上額の15~25%を上乗せ

(注) 関連売上額については、違反行為に直接又は間接的に関連する売上額を算定する、EU域内の売上額がない場合には世界シェアをEU域内の全社合計売上額に乗じた額を関連売上額と擬制するなど、違反行為の実態を踏まえた柔軟な算定を行うことが可能

## 3. 加算・減算要素

要素	説明	
加算要素	繰り返し違反	類似の違反行為を繰り返した場合 (最大100%加算。過去の違反歴1回ごとに加算し、加盟国における措置も違反歴に含まれる。)
	主導的・扇動的役割その他他の事業者への強要・報復措置	主導者・扇動者として、他の事業者に対し違反行為への参加を強要した場合、違反行為の実効性確保のため他の事業者に対して報復措置を採った場合
	調査非協力・妨害	調査に対して協力を拒絶又は妨害をした場合 (上限なし)
	抑止・均衡に係る調整	総売上額が関連売上額と比較して特に大きい場合、違法な利益の推定が可能でその額が制裁金を上回る場合
減算要素	調査協力	リニエンシー制度の枠外又は法的義務の範囲外での効果的な協力を行った場合
	限定的関与・競争的行為	競争的な行動を採ることによって違反行為への加担を避けていた場合
	過失による関与	過失により違反行為を行った場合
	規制事情	事業者の反競争的行為が公的機関又は法律によって許可又は推奨されていた場合
	支払能力の欠如	制裁金の賦課が事業者の財務状況を回復不可能なほど害し、全ての資産価値を失う原因となる場合

# 欧州のリニエンシー制度(制裁金減免の要件)

## 1. 免除

- (1) **最初に、立入検査を行うことを可能とし得る情報及び証拠を提供すること**  
又は  
**最初に、欧州委が違反を認定できる、違反行為期間中に作成された証拠を提供すること**
- (2) **申請時から欧州委による手続の終了時まで、継続的かつ迅速に、誠実かつ全面的に協力すること**  
以下の条件が含まれる。
  - ・ 当該カルテルに関する全ての関連する情報及び証拠を欧州委に対し速やかに提供すること
  - ・ 欧州委のいかなる要求に対しても迅速に応えること
  - ・ 現在の従業員及び役員(可能であれば退職者も含む。)に対して欧州委が聴取できるようにすること
  - ・ 証拠を破壊、偽装又は隠匿しないこと
  - ・ 申請を行ったこと及びその申請の内容を公表しないこと
- (3) **申請後直ちに当該カルテルへの関与を終了すること**
- (4) **申請を検討している段階において、証拠を破壊、偽装又は隠匿しないこと、並びに申請を検討していること及びその申請の内容を公表しないこと**

## 2. 減額 第1位:30~50%, 第2位:20~30%, 第3位以降:~20% (免除事業者を除いた中での順位)

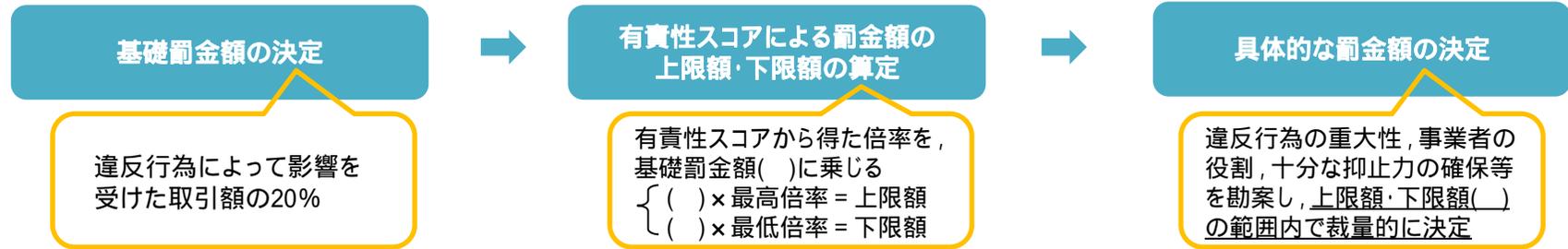
- (1) **著しい「付加価値」を持つ違反行為に関する証拠を欧州委に提出すること**  
「付加価値」は、欧州委による違反行為の立証に資する程度により判断される。
- (2) **欧州委への全面的な協力等(上記1. 免除要件(2)~(4)の要件を全て満たすこと)**  
  
減額率は、「付加価値」を持つ違反行為に関する証拠が提出された時期及び証拠の「付加価値」の程度に応じて決定。

# 米国の罰金の算定方法

## 1. シャーマン法第1条(カルテル・入札談合等)に対する罰金

シャーマン法第1条に対する罰金の上限額は、**法人では1億ドル又は違法行為によって得た利益の2倍の額若しくは違法行為によって与えた損害額の2倍の額**とされている。

## 2. 罰金額の算定方法



不当利得の吐き出し(加算)や支払能力の欠如(減算)を考慮して、上限額・下限額の範囲を超えて罰金額が設定されることがある。

## 3. 有責性スコアの加減要素及び有責性スコアの倍数表

◆ 有責性スコアは、5ポイントを基本として、以下の要素を考慮して加減する。

要素		説明
加算要素	繰り返し違反	法人が過去10年以内に類似の違反行為について刑事処分等を受けている場合に1ポイント加算、5年以内に類似の違反行為について刑事処分等を受けている場合に2ポイント加算される。
	調査非協力・妨害	捜査、訴追、量刑の手續を故意に妨害し、妨害しようとし、又はこの種の妨害行為の発生を防止するための合理的措置を採らなかった場合、3ポイント加算される。
	役員等の関与	上級職員又は実質的に権限を有する職員が違反行為に関与していた場合、法人の規模(従業員数)に応じて1、2、3、4又は5ポイント加算される。
	裁判所の命令違反	裁判所の命令等に違反した場合、違反した命令等に応じて1又は2ポイント加算される。
減算要素	調査協力	以下の要件を全て満たした場合に5ポイント、及び を満たした場合に2ポイント、 のみを満たした場合に1ポイント減算される。 捜査着手前における捜査当局への違反行為に係る報告 捜査への全面的な協力 違反行為とその責任の認容
	コンプライアンスプログラム	違反行為の防止・発見のための効果的なプログラムを作成していた場合、3ポイント減算される。

有責性スコア	最低倍率	最高倍率
10以上	2	4
9	1.8	3.6
8	1.6	3.2
7	1.4	2.8
6	1.2	2.4
5	1	2
4	0.8	1.6
3	0.6	1.2
2	0.4	0.8
1	0.2	0.4
0以下	0.05	0.2

シャーマン法第1条違反については、下限の倍率は0.75未満にはできないため、罰金額は、取引額の15%～80%の間で決定されることとなる。

出典: 米国連邦量刑ガイドライン (Federal sentencing guidelines)

# 米国のリニエンシー制度(アムネスティー)・司法取引

## 1. 免除(アムネスティー)

**捜査開始前の申請の場合、以下の条件を全て満たせば刑事訴追が免除される(事業者及び従業員)こととなる。**

- 申請時点において、当該申請の内容となっている違反行為について、司法省がどの情報源からも情報を得ていないこと
  - 申請者が、当該違反行為を発見後、自身の違反行為への参加を終結させるために迅速、かつ効果的な行動を採ったこと
  - 申請者が、違反行為について誠実、かつ完全に報告し、司法省の捜査の間、全面的かつ継続的に協力すること
  - 当該申請が、個々の役員や従業員によるものではなく、真に事業者の意思としての申請であること
  - 申請者が可能な限り被害者に対して損害賠償をすること
  - 申請者が他の違反行為者に対して、違反行為への参加を強制したことがなく、かつ、明らかに違反行為の指導者又は発案者でないこと
- 捜査開始後の場合であっても、最初の申請者であり、上記と概ね同様な条件を満たす場合には刑事訴追が免除される場合がある。

## 2. 減額等(司法取引)

### (1) 司法省による略式起訴と公判廷での有罪答弁

司法省との間で取引契約を締結した者は、取引契約に従い、公判廷において起訴事実を全面的に認め、自らが有罪である答弁、捜査・公判活動に資する答弁等を行う。また、控訴権を放棄する旨を取引契約の内容とした場合は有罪答弁によって控訴権も放棄することとなる。司法取引に応じた者に対しては、略式起訴により陪審裁判による事実審理を経ることなく有罪判決が言い渡される。

### (2) 司法省に対する協力義務

通常、反トラスト法違反事件に基づく司法取引では捜査機関への協力義務が含まれ、事業者等は、捜査・公判の終了まで継続的な協力義務が課される。

- ・ 他の共犯者等を有罪にするため、司法省の実施する供述聴取に応じること、司法省の求める文書等は全て提出すること
- ・ 無罪を争う他の共犯者等がいる場合、公判廷で検察官側に有利な証言をすること、当該証人尋問の準備に参加すること等

### (3) 従業員等の対応

カルテルを行った事業者が司法取引をする場合、非訴追保護から除外されなかった従業員は免責されるが、非訴追保護から除外された従業員等は免責を得られないので、別途司法省と司法取引をしなければならない。また、事業者は、司法省から従業員等に対して捜査協力の要請があれば従業員等を協力させる義務があるところ、従業員が行う捜査への協力は事業者が行った協力として評価されるため、事業者と従業員等の間で社内処分等について調整が行われることもある。

### (4) 司法取引による効果

- ・ 事業者等側は量刑上有利な取扱いが得られる(訴因の縮小、一部撤回、求刑の引下げなど)
- ・ 検察官側は裁判で敗訴するリスクを回避することができること、無罪を争う共犯者等を有罪にするための必要な協力が得られること

(参考文献) 品川武・岩成博夫「独占禁止法における課徴金減免制度」(財団法人公正取引協会, 2010年, 127-128頁), 宇川春彦「司法取引を考える(1)」(判例時報1583号 40-41頁), 渡邊肇「米国反トラスト法執行の実務と対策」(商事法務, 2009年, 40, 43-45, 127, 131, 134, 139頁), 植村幸也「第4回カルテル(2)(手続面・リニエンシー含む)」(公正取引 741 54-55頁), 上杉秋則「独禁法国際実務ガイドブック」(商事法務, 2012年, 81頁)

# EUの確約手続

## 1. 制度

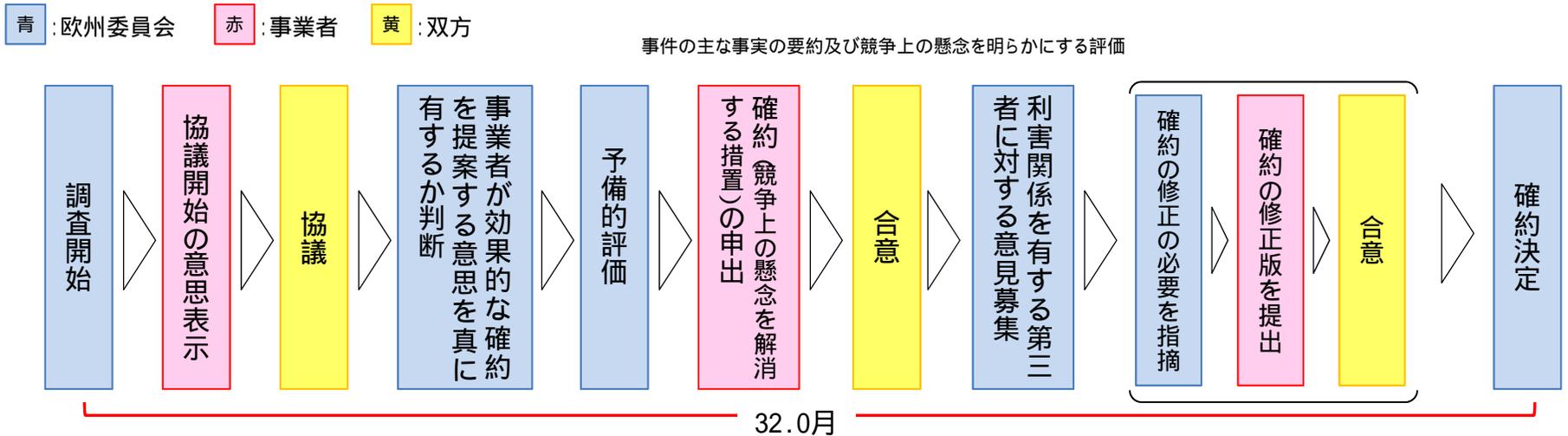
導入時期: 2005年5月施行

確約手続(commitment procedure)とは、事業者が、欧州委員会の指摘する競争上の懸念を解消する措置を自主的に申し出て、その内容について欧州委員会が合意した場合に、約束した措置の実施を法的に義務付ける行政処分(確約決定)を行うまでの一連の手続。

目的は、競争上の懸念を効率的かつ効果的に解消すること。

対象となる行為類型は、競争制限的協定・協調的行為及び市場支配的地位の濫用行為(EU競争法第101条及び第102条事件)。ただし、制裁金を科すことが適当な事件は対象外であり、執行方針によりカルテル事件は明示的に対象外とされている。

## 2. 手続(基本的な流れ)



注: 上記数値は、個別事案における平均処理期間(公正取引委員会調べ)。

<参考> 通常の手続の場合、調査開始から処分までの処理期間(カルテル事件以外)は、平均45.4か月(公正取引委員会調べ)。

## 3. 効果等

通常最終決定が違反行為を認定するのに対し、確約決定は違反行為が存在したか否か、又は存在するか否かについて判断せず(制裁金も科さず)審査を終結させる。

事業者が約束した措置を実施しない場合には、欧州委員会は、制裁金(前事業年度の売上高の10%以下)、又は履行強制金(1日当たり前事業年度の日割り売上高の5%以下)を科すことができる。

決定の基礎となる事実に変更に重大な変更が生じた場合、事業者が約束に反する行為をした場合又は確約決定が当事者が提供した不完全、不正確、又は誤解を与える情報に基づいていた場合、欧州委員会は調査を再開することができる。

# EUの確約手続

## 4. メリット

- 欧州委員会にとってのメリット： 競争上の懸念の効率的かつ効果的な解消（迅速かつ柔軟な是正措置）及びこれによるリソースの節約  
リソースを他の事件に投入することによる抑止力の向上と法執行全体の効率化  
訴訟回避
- 事業者にとってのメリット： 違反行為が認定されないこと  
制裁金の回避  
手続の迅速化によるリソースの節約  
私訴リスクの軽減

(出所) 欧州委員会「Antitrust Manual of Procedures」(2012年3月)を基に公正取引委員会作成

## 5. 運用状況

確約手続が導入された2004年5月から2014年3月までの間に決定が採択された確約手続の対象となり得る事件53件のうち、34件が確約手続により処理されている。

(出所) 公正取引委員会調べ

## 6. 事件例

< 事件概要(2012年12月12日, 2013年7月25日決定) >

出版社5社(Penguin, Hachette, Harper Collins, Holtzbrinck/Macmillan, Simon & Schuster)とApple社が、契約形態を卸売モデルから代理店モデルへと移行させる合意をすることにより、価格決定権が出版社側に移り、電子書籍における競争を制限するおそれがあった事案

< 確約決定の主な内容 >

出版社とApple社の代理店契約を終了すること

出版社は、Apple社以外の小売業者との間で締結した、小売業者による電子書籍の小売価格設定等を制限する契約又は最恵国待遇条項(最安値での販売を保証させる条項)を含む契約を終了すること

出版社は、2年間、小売業者の電子書籍の価格設定等の権限を制限しないこと

出版社は、5年間、最恵国待遇条項を含む電子書籍の販売に関する契約を締結しないこと

# EUの和解手続

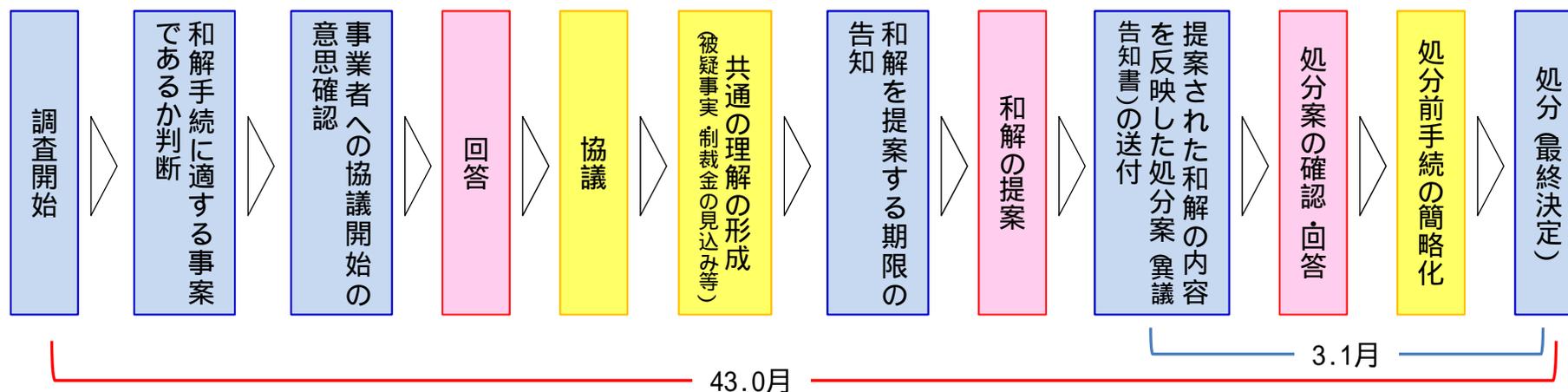
## 1. 制度

和解手続 (settlement procedure) とは、欧州委員会のカルテル事件処理において、違反事実等について事業者の同意が得られた場合に、簡略化された手続で処分を行うまでの一連の手続。

目的は、処分 (最終決定) 前手続の簡略化により、手続の効率化を図ること。

## 2. 手続 (基本的な流れ)

青 : 欧州委員会    赤 : 事業者    黄 : 双方



注: 上記数値は、個別事案における平均処理期間 (公正取引委員会調べ)。

< 参考 > 通常の手続の場合、処分案 (異議告知書) の送付以降処分までの期間 (カルテル事件) は、平均20.2か月 (公正取引委員会調べ)。

## 3. 効果等

違反行為を認定した上で、制裁金を10%減額する。

異議告知書及び最終決定に和解の提案の内容が反映されている場合、事業者は、通常処分前手続で行われる事件記録の開示及び意見聴取を要請できない。

異議告知書及び最終決定文の記載が簡略化される。

# EUの和解手続

## 4. メリット

- 欧州委員会にとってのメリット： 手続の効率化によるリソースの節約  
リソースを他の事件に投入することによる抑止力の向上と法執行全体の効率化  
訴訟回避
- 事業者にとってのメリット： 制裁金の10%減額  
手続の迅速化によるリソースの節約  
最終決定文の情報量減少による私訴（損害賠償訴訟等）リスクの軽減

(出所) 「カルテル事件における理事会規則1/2003号第7条及び第23条に基づく決定の採択に至る和解手続の実施に関する欧州委員会告示」(2008年7月)、  
欧州委員会ウェブサイトQ & A (Cartel case settlement)、亀岡悦子「EU競争法の最近の動向と実務上の留意点」(『公正取引』No.727)を基に公正取引委  
員会作成

## 5. 運用状況

2010年5月に初の和解手続適用事件が処理され、2010年から2014年3月までの間に決定が採択されたカルテル事件21件のうち、  
12件が和解手続により処理されている。

(出所) 公正取引委員会調べ

## 6. 事件例

< 事件概要(2013年7月10日決定) >

自動車部品の製造業者である住友電気工業、矢崎総業、古河電気工業、S-Y Systems Technologies (SYS: 矢崎総業の完全子会社)  
及びLeonilに対し、トヨタ、ホンダ、日産及びルノー向けのワイヤーハーネスの供給に関し、5つのカルテルを行っていた事案

制裁金総額は、合計1億4179万1000ユーロ  
(和解手続の実施に関する欧州委員会告示に基づき、各社の制裁金をそれぞれ10%減額)

# 米国の同意判決

## 1. 制度

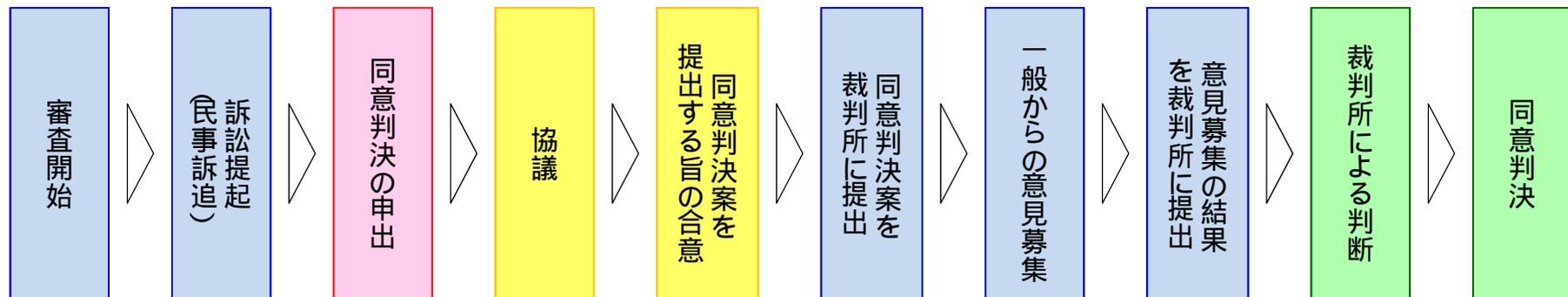
同意判決 (consent decree) とは、司法省 (DOJ) 反トラスト局が連邦裁判所に提起した民事訴訟において、原告 (DOJ) と被告 (事業者) があらかじめ判決の内容について合意し、その合意の内容に沿った判決を得て民事訴訟手続を終了させるもの。

DOJとして、違法行為を迅速に是正させる必要性及び 事業者として、違法行為の存在を認められることなく、将来に向けて一定の措置を採ることを約束するにとどまるのであれば争わないという意向のバランスを取ろうとする制度である。

対象となる行為類型は、DOJの管轄に係る全ての行為類型 (取引制限、独占化行為、価格差別、排他条件付取引、企業結合等)。ただし、刑事事件として取り扱われる明白かつ意図的な違反 (カルテル事案) は対象外。

## 2. 手続 (基本的な流れ)

青 : DOJ    赤 : 事業者    黄 : 双方    緑 : 裁判所



## 3. 効果等

DOJによる審査は終結し、裁判所による違反行為の認定は行われぬ。また、事業者が判決に記載された事実や法違反を認めたことともならない。

事業者が同意判決に基づく措置を履行しない場合には、法廷侮辱罪が適用され、罰金又は禁錮刑が科せられる。

# 米国の同意判決

## 4. メリット

DOJにとってのメリット : 違反行為の迅速な是正  
リソースを他の事件に投入することによる抑止力の向上と法執行全体の効率化

事業者にとってのメリット : 違反行為が認定されないこと  
迅速な手続によるリソースの節約  
私訴リスクの軽減

(出所) 渡邊肇「米国反トラスト法執行の実務と対策」(商事法務2009年), 小畑徳彦「競争当局と審査対象者の合意による事件解決制度」(日本経済法学会年報第34号)を基に公正取引委員会作成

## 5. 運用状況

過去数年のまとまった処理状況の数字は不明であるものの, 民事訴追された事件の大半は同意判決によって処理されており, 例えば, 2012年に民事訴追された企業結合以外の事件7件のうち5件が, また, 企業結合事件7件のうち4件が, 同意判決により処理されている。

(出所) 公正取引委員会調べ

## 6. 事件例

< 事件概要(2012年9月6日, 2013年5月17日, 8月12日判決) >

出版社5社(Penguin, Hachette, Harper Collins, Holtzbrinck/Macmillan, Simon & Schuster)が, Apple社との間で契約形態を卸売モデルから代理店モデルへと移行させる合意をすることにより, 価格決定権が出版社側に移り, 電子書籍における競争を制限するおそれがあった事案

< 同意判決の主な内容 >

出版社は, 提訴前にApple社との間で締結した電子書籍の販売に関する契約を終了すること

出版社は, Apple社以外の小売業者との間で締結した, 小売業者による電子書籍の小売価格設定等を制限する契約又は最恵国待遇条項(最安値での販売を保証する条項)を含む契約を終了すること

出版社は, 2年間, 小売業者の電子書籍の価格設定等の権限を制限しないこと

出版社は, 最恵国待遇条項を含む電子書籍の販売に関する契約を締結しないこと

# 米国の同意命令

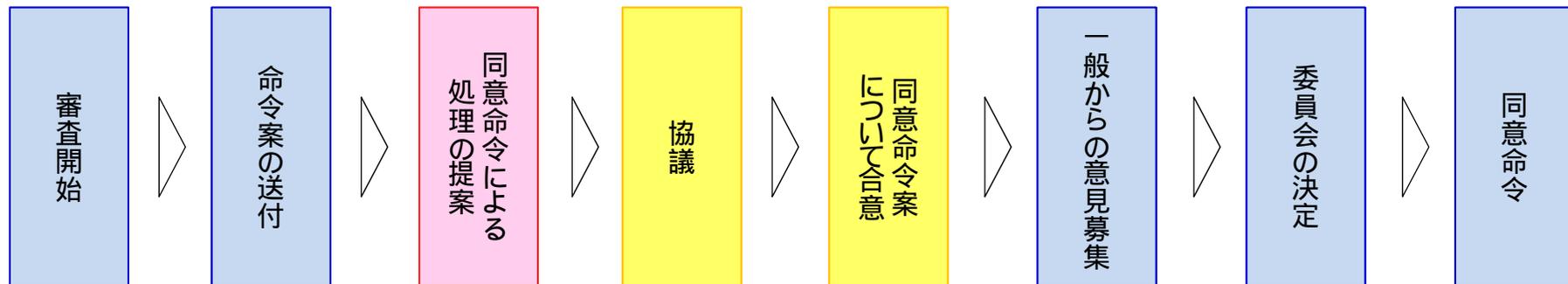
## 1. 制度

同意命令 (consent order) とは、連邦取引委員会 (FTC) の事件処理において、FTC と事業者があらかじめ命令の内容について合意し、その合意の内容に沿った命令を発出して事件を終結させるもの。

対象となる行為類型は、FTC の管轄に係る全ての行為類型 (行為価格差別、排他条件付取引、企業結合、不公正な競争方法、不公正又は欺瞞的な行為又は慣行等)。カルテル事案は、DOJ の管轄であり、対象外。

## 2. 手続 (基本的な流れ)

青 : FTC    赤 : 事業者    黄 : 双方



## 3. 効果等

FTC による審査は終結し、違反行為の認定は行われない。また、事業者が法違反を認めたことともならない。

事業者が同意命令に基づく措置を履行しない場合には、1日当たり1万6千ドル以下の制裁金が科される。

# 米国の同意命令

## 4. メリット

FTCにとってのメリット： 違反行為の迅速な是正  
リソースを他の事件に投入することによる抑止力の向上と法執行全体の効率化  
訴訟回避

事業者にとってのメリット： 違反行為が認定されないこと  
迅速な手続によるリソースの節約  
私訴リスクの軽減

(出所) Feinstein競争局長(FTC)スピーチ「The Significance of Consent Order in the Federal Trade Commission's Competition Enforcement Efforts」(2013年9月), 小畑徳彦「競争当局と審査対象者の合意による事件解決制度」(日本経済法学会年報第34号)を基に公正取引委員会作成

## 5. 運用状況

2004年度から2013年度までの間に執行された企業結合以外の事件46件のうち38件が、また、企業結合事件195件のうち122件が、同意命令により処理されている。

(出所) 公正取引委員会調べ

## 6. 事件例

< 事件概要(2013年1月4日公表) >

Google社が、Motorola Mobility社の買収により取得したスマートフォンなどの人気の高い機器を製造する際に必要不可欠な標準技術に関する特許を不正に使用した疑いがあり、また、「AdWords」の利用者(広告主)と排他的な契約を締結していた事案

「AdWords」とは、広告主が設定したキーワードがGoogleで検索されると、検索結果ページに広告主の広告が表示されるサービス。

< 同意命令の主な内容 >

上記特許について、公正、合理的かつ非差別的な条件で競争事業者にライセンスすることとし、当該条件に基づきライセンスした標準必須特許の使用を阻むために、裁判所又は米国国際貿易委員会(ITC)に差止請求を行わないこと

「AdWords」の利用者(広告主)が、他社の広告サービスを利用できるように、他社の広告サービスに係る「AdWords」の利用制限を解除すること